

2016年1月4日

北海道教育委員会
教育長 柴田 達夫 様

北海道高等学校教職員組合連合会
中央執行委員長 國田 昌男

クリアファイル調査の報告に関する公開質問状

12月9日、道教委は道議会文教委員会で「クリアファイル調査の結果」を報告した。その内容は、「配布したところを見た0件」「置かれている等を見た8管内15校20件」というもので、「法令違反の事実はない」ことが明らかになった。そもそもこの調査は、道教委がその違反の事実を何ら示すこともできず、「違反の恐れがある」として全道のすべての教職員に対して行われ、その結果が「法令違反の事実なし」ということである。「いったい何のためにこんな調査を行ったのか」と全道の教職員からは道教委に対して不信の声が高まっている。

高教組は、この調査に対して①「政権批判は一切許さない」と言うに等しいもので、憲法21条（表現の自由）を真っ向から否定している②組合活動への介入に当たり、憲法28条（団結権）に違反する不当労働行為である③「密告」「相互監視」を奨励するもので、学校運営や職場に大きな否定的影響を与える、と問題点を指摘し、調査の中止を再三にわたり求めてきた。

今回の調査は、高教組のこれまでの主張が至極当然のものであり、道教委の行った調査がいかに道理の無いものであったかを改めて示したに他ならない。しかし重大なことは、道教委は文教委員会で「法令違反の事実はない」と報告しながら「道民の信頼を損なうことのないよう調査を行った」とその調査を正当化し、わずか1通の「教室内で生徒の目に触れた」と回答があったことを「遺憾」として「教職員に対し、教育の政治的中立性の確保、服務規律の厳正な保持のための指導通知を発出する」としていることである。また、クリアファイルを発送した高教組に対しても「教職員は政治的行為に関する服務上の制約があることを十分理解の上」とも答弁し、高教組への「申し入れ」を行うことも示している。不当な調査の上、教育現場への政治的な圧力を肯定し、組合活動にまで介入する道教委の姿勢は許されない。

政権批判を「違法行為」と決めつけ、権力的に統制する今回のような調査は、さまざまな意見、言論を前提として維持される民主主義社会の根幹を破壊するものであり、その言論表現活動は著しく委縮させられることにならざるを得ない。その点では、道教委こそ教育の中立性を自ら損なっているといえる。われわれは、一部の政治勢力の言いなりになっている道教委に対し、その姿勢をあらためることを強く要望する。

また、今回の調査に関して多くの市民、教職員から疑問が投げかけられている。道民的な議論を呼びかける必要があることから、公開質問状を提出する。道教委は、北海道の教育に関わる重大な問題であることを真摯に受け止め、誠意をもって1月8日までに文書で回答することを求める。

1. 今回の調査に関して

①10月の道議の質問では、「法令違反」の事実がひとつも上がっていないこと、クリアファイル調査では法令違反の事実はなかったこと、「信頼関係の前提となるのは、教職員の法令等の順守であると認識している」との答弁から、何ら信頼関係を損ねる事実はないことを確認する。

(回答) 今回の調査は、一部の学校で、職員の机の上に政治的目的を有すると考えられるクリアファイルが置かれていることが確認されたため、教育公務員の政治的中立性を確保し、学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、道教委の責任において人事院規則の関係規定などを示した指導通知の発出と併せて、書面による調査を行ったものである。

調査の結果、クリアファイルが職員室の職員の机の上に置かれていたなどの状況が確認されたが、こうしたことは、直ちに法令等に違反するものではないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解されるおそれがあるものである。

子どもたちの教育に直接携わる教員の果たす役割は極めて大きく、子どもや保護者の願いに公正・公平・誠実に対応し、信頼される存在であることが求められていると考えており、教室内で政治的目的を有するクリアファイルが生徒の目に触れたことは、遺憾と考えている。

②今回のクリアファイルの配布は、組合活動の一環として組合員を対象に行った。労働組合は憲法 28 条の団結権に基づいて様々な活動を行うが、その中に政治活動も当然含まれる。それに対し人事院規則 1 4 - 7 を形式的に解釈適用することは、団結権を侵害するものであると考えるが、どうか。

(回答) 子どもたちの教育活動に直接携わる教職員が組織する団体については、その活動により子どもたちへの影響はもとより、本道教育に対する道民の信頼を損なうことがあってはならないものである。

また、職員団体活動として行われる行為であっても、その構成員である個々の職員については政治的行為に関する服務上の制約があることを十分理解のうえ、道民の誤解を招くことのないようにしなければならないと考えている。

公務員の政治的行為の制限に関わる最高裁の判例では、「行政の中立的運営と国民の信頼を確保するため、公務員の政治的中立性を損なうおそれのある政治的行為を禁止することは、まさしく憲法の要請に応え、公務員を含む国民全体の共同利益を擁護するための措置にほかならない」とされている。

今回の調査は、一部の学校で、職員の机の上に政治的目的を有すると考えられるクリアファイルが置かれていることが確認されたため、教育公務員の政治的中立性を確保し、学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、法令等に違反するおそれのある行為などについて、その状況を確認したものであり、憲法に抵触するものではないと考えている。

③「恐れがある」ことで調査をかけるとなると、どんなことでも調査ができることになり、認められている組合活動にまで制約をかけることになるのではないかと。そうならないように慎重に行うべきと考えるがいかがか。

(回答) 1の②に同じ

④「アベ政治を許さない」クリアファイルの所持は、公務員としての政治的中立性を守る立場として服務規律に反しているのか。

(回答) 教育公務員は、教育公務員特例法により適用となる、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により、特定の政治的目的を有する政治的行為に一定の制限がなされている。

政治的目的を定義する人事院規則14-7の第5項では、「特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること」としており、「アベ政治を許さない」という文言は、当該クリアファイルの情報が寄せられた本年8月の国会議論や、それを取り巻く情勢を考えた場合、その表現は現政権を指しそれに反対しているものと考えられる。

また、政治的行為を定義する人事院規則第6項第13号では「政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること」は、禁止されている政治的行為としてしているところであり、当該クリアファイルを配布する行為はこれに該当するおそれがある。

こうしたクリアファイルを職員室の自分の机の上に置いたり、校内で個人的に使用する行為は、直ちに法令等に違反するものではないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解されるおそれがあるものである。

⑤生徒に政治的な話をするなら、その賛否を並べなければならないから「アベ～」クリアファイルが問題になるのか。

(回答) 1の④に同じ

⑥今回の調査を行うことによって、逆に「北海道の教職員が政治的行為を『生徒に対して』行っている」との誤解を道民に招いてしまっている責任をどう考えるか

(回答) 1の①に同じ

⑦12/9教育委員会で「選挙権が18歳に引き下げられ、若者の政治的教養を高めることが求められる中、今回の案件で先生方が主権者教育を行うことをますます恐れるのではないか」との意見が出ているが、それをどう受け止めるか。

(回答) 子どもたちの政治的教養を高めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、人間としての生き方などについての自覚を育てることになるということとを十分踏まえるとともに、教員は、子どもたちに対して大きな影響力があることから、教育の政治的中立性を確保し、学校教育に対する道民の信頼を損なうことがあってはならないということを強く自覚して、教育活動を行うことが重要と考えている。

道教委としては、今後とも、教育活動が適切に行われるよう、学校における服務規律の徹底について、様々な機会を通じて指導助言に努めるとともに、必要な調査に当たっては、その趣旨などが正確に理解されるよう各学校に対し丁寧に説明していく考えである。

なお、平成27年12月9日開催の教育委員会において、校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査報告を行った際の会議録は、後日公表されることになるが、大要としては、学校における政治的中立性の確保は当然のことであり、このことを踏まえながら、子どもたちが政治についてきちんと考えることができる主権者教育を行うことが大切であるという趣旨であったと承知している。

⑧今回の調査により、管理職の政治的教養の無さから、憲法、法令にふれる「指導」をした管理職がいる。こうした管理職への指導、および今後そのようなことのないよう監督をどのようにするのか。

(回答) 1の⑦に同じ

2. 申し入れの内容について

①「職員団体活動として行われる行為であっても、その構成員である個々の職員については、政治的行為に関する服務上の制約があることを十分理解の上、道民の誤解を招くことのないよう」とのことであるが、誤解を招くような事実があつての調査だったのか。

(回答) 教育公務員は、教育公務員特例法により適用となる、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により、特定の政治的目的を有する政治的行為に一定の制限がなされている中で、平成27年8月末に、道立高等学校内で「アベ政治を許さない」という文言が入った政治的目的を有すると考えられるクリアファイルが職員の机の上に置かれていたとの情報が寄せられ、道内の公立学校の状況を調査した結果、クリアファイルが職員室の職員の机の上に置かれていたなどの状況が確認された。こうしたことは、直ちに法令等に違反するものではないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解されるおそれがあるものである。

このため、教育公務員の政治的中立性を確保し、学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、道教委の責任において人事院規則の関係規定などを示した指導通知の発出と併せて、書面による調査を行ったものである。

②「生徒の目に触れる」ことを問題にする理由は。

(回答) 1の①に同じ

③人事院規則は「政治的目的を有する署名又は…若しくは配布」することを禁止している。また、「特定の内閣を支持または反対すること」を「政治目的」と定義している。これは組合員が組合員のみならずに渡すような組合の新聞、資料などはあてはまらないことを確認する。

(回答) 学校は、教育基本法の定める教育の政治的中立の原則に基づき、特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならないとされており、併せて教育公務員は、教育公務員特例法により適用となる、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により、特定の政治的目的を有する政治的行為に一定の制限がなされている。

また、職員団体活動として行われる政治的行為であっても、その構成員である個々の職員については政治的行為に関する服務上の規制がある。

④人事院は「人事院規則14-7の運用について(昭和24年10月21日法審発第2078号)」で「この規則が学問の自由及び思想の自由を尊重するように解釈され運用されなければならないことは当然である」と強調していることは承知しているのか

(回答) 人事院規則14-7の運用方針の「規則の目的」では、「国民全体の奉仕者として政治的に中立な立場を維持することが必要であるとともに、職員の地位は、政治の動向のいかんに関わらず常に安定したものでなければならない」とし、その中で、「学問の自由及び思想の自由を尊重するように解釈され運用されなければならないことは当然である」と定められている。

また、質問状にある、昭和25年1月5日法制第1号人事院法制局長回答は、職員が職場において政党の機関誌を販売し又は配布する行為が、人事院規則第14-7第6項第7号違反となるか否かに係り、見解を求められたことに対し、「人事院規則14-7第6項第5号から第7号までに掲げる行為は、当然政治的目的を有するものとして禁止されるものであつて、一般的に云えば本人が政治的目的をもつて行うと否とを問わない。」とした上で、「禁止規定の適用に当つては、その行為の態様に依りて、社会通念に基づき、具体

的に判断して、規則を運用すべきものと解する。」と回答したものである。

今回の調査は、一部の学校で、職員の机の上に政治的目的を有すると考えられるクリアファイルが置かれていることが確認されたため、教育公務員の政治的中立性を確保し、学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、法令等に違反するおそれのある行為などについて、その状況を確認したものであり、本人事院法制局長回答に反するものではないと考えている。

⑤「禁止規定の適用に当たっては、その行為の対応に応じて、社会通念に基づき、具体的に判断して規則を運用すべきものと解する」(昭和25年1月5日法制第1号法制局長)の見解との整合性はいかがか

(回答) 2の④に同じ

以 上